

令和5年 下呂市農業委員会第4回総会議事録

開催日時 令和5年4月4日 15:30～17:00

開催場所 下呂総合庁舎 5階 大会議室

出席委員
 1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 4 番 嶋田 浩
 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 8 番 中川 元宏 (推)
 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司
 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也
 15 番 中島 尊治 17 番 中島 次郎 (推) 18 番 二村 正明 (推)
 19 番 熊崎 徹 (推) 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄
 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推)
 26 番 杉山 裕 (推)

欠席委員
 3 番 大森 公治 (推) 7 番 林 忠助 16 番 福井 順也
 20 番 中桐 由起子 (推)

議事日程
 第1 会長あいさつ
 第2 議事録署名者
 第3 議事
 議事 14 号 農地法第4条の許可取消願について
 議事 15 号 農地法第5条の許可取消願について
 議事 16 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議事 17 号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議事 18 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議事 19 号 下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護
 条例の施行に関する規程の一部改正について
 議事 20 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
 第4 その他

事務局長 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名
 で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。
 ただ今から第4回農業委員会を開催いたします。

会 長 【会長あいさつ】

会 長 それでは只今から審議に入らせていただきます。
 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。
 5 番 熊崎 みどり 委員
 6 番 中島 義彦 委員 をお願いいたします。

会 長 議題第14号 農地法第4条の許可取消願について別紙のとおり取消願が提出され
 ましたので意見を決定したく提案いたします。
 議案の2ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

事務局	申請地は令和2年に農地の嵩上げとして一時転用許可を得たものです。工期は一期工事完了後3年間となっておりますが、一期工事の完了が遅れていることから当該許可の履行がまだできていない状態であり、許可の取消を求めるものです。申請地は着工していないことから問題はないと考えられます。
会 長	こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
21番	取り消すことで何か問題は発生するか？
事務局	現地は未着工であることを確認しています。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条の許可取消願について1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第15号 農地法第5条の許可取消願について別紙のとおり取消願が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。事務局説明をお願いします。
事務局	申請地は平成14年に工場建設のため賃貸借許可を得たものですが、その後資金繰りが悪化し工場が建築できないまま、転用事業者が破産したことから破産管財人より取消申請がでています。現地が未着工であること、所有権移転がなされていないことは確認済みのため、問題ないと考えられます。
会 長	こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
12番	取り消されたあとはどうなるのか。
事務局	耕作を続けていきます。
5番	今もやっています。
8番	現在も耕作されています。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条の許可取消願について1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第16号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の7～8ページおよび、許可基準確認書をお開きください。

会 長 農地法第3条申請3件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

2番 1番について説明します。場所は小坂町落合で、ひめしゃがの湯の500mほど下流のあたりです。申請人の実家であり、父一人で住んでいましたが空き家となり、家を売るにあたり家とともに譲渡したいものです。

10番 2番について説明します。場所は萩原町西上田で、上上田公民館より100mほど下呂寄りです。申請者は高山に住んでいますが、農業をやりたいということで週に何度かわざわざ来てこの辺り一帯を耕作しています。今回はその隣接する狭小地を取得したいとのこと。

25番 3番について説明します。申請地は金山町岩瀬で、金山インターより南へ3kmほど、馬瀬川の左岸と右岸にあります。譲渡人は市外に住んでおり、高齢のため住宅を含めて農地を全て譲り受けるという条件で譲渡するものです。譲受人は新規就農者で、熱心にトマトづくりに励んでおり、条件に問題はないと考えます。

事務局 事務局より補足いたします。3番のうち1筆は一団の農地の一部ではありますが、この一帯を耕作しているのは譲受人であるため、面的利用を阻害するものではないことを申し添えます。

会 長 こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第17号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の9ページおよび、許可基準確認書をお開きください。

会 長	農地法第4条許可申請1件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
17番	説明します。申請地は乗政で、竹原保育園の近く、慈雲寺の西、山手がわです。自宅を改装してお店にしたいということで、そのお店の駐車場が必要となり申請がありました。小さい農地がこの上にありますが、高低差もかなりあるので周辺に影響はないと考えます。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
21番	雨が降っても大丈夫か
17番	車が1台通れる程度でするので問題ないと考えます。圃場整備等もされておられません。
会 長	そのほかご意見ご質問はございますか。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第18号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の10ページおよび、許可基準確認書をお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請3件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
12番	1番について説明します。場所は馬瀬中切で、旧馬瀬中学校の下あたり、飲食店をやっていたところです。議案にある通り譲渡人は施設に入っており、亡くなったご主人がご健在のころから庭木が植わっており、農地に戻ることはないと考えます。
15番	2番について説明します。場所は御厩野で、鳳凰座の国道向かい側あたりです。この申請地の隣にある住宅を買うにあたり、あわせて購入したいとのこと。この住宅は道から一段高いところにあることから、申請地を駐車場として利用したいということで、問題はないと思われま。

事務局	<p>担当委員に代わって事務局が代読します。3番につきましては、夏焼のこちらから向かって上原小学校の手前のあたりです。申請地に隣接する住宅の居住者が、申請地を駐車場として利用したいため転用許可を求めるものであります。申請地は農地性は失われていませんが、特に造成は行わずこのまま乗り入れるとのことです。</p>
会 長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請3件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
会 長	<p>議題第19号 下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明します。当該案件につきましては、下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例及び下呂市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定により引用先を変更する一部改正です。議案の向かって左が改正後、右が改正前となっております。ご審議いただき議決されましたら、本日付けで施行されます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 下呂市農業委員会が取り扱う個人情報に係る下呂市個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正についてについて、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>議題第20号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料1ページをご覧ください。第1に基本的な考え方について記載されています。新たに追加した部分としては、7行目以降の地域計画に関する記載です。また、最後から2段目に記載がありますが、この計画は8年後である令和13年3月末を目標とし、委員の改選がある3年ごとに改正していくよう定めてあります。なお、単年度の目標については毎年定める「最適化活動の目標の設定等」の通りとなっております。</p> <p>続いて第2に、具体的な目標、推進方法及び評価方法について記載されています。1つめは遊休農地の発生等について。2ページ目をご覧ください。耕地面積については令和4年度の耕地及び作付け面積統計より、ここ3年間の転用面積の平均値が5haであることから、毎年5haずつ減ることを想定しています。遊休農地面積については令和4年度の数値から、毎年0.3haずつ解消することを目標と想定しました。これは、市で補助を出している遊休農地の解消事業について毎年0.3haを目標として想定していることから設定しました。評価方法につきましては遊休農地の割合で行います。</p>
事務局	<p>次のページをお開きください。2つめに、農地利用の集積・集約化についてです。集積面積につきましては令和4年度末の数字が記載されています。目標値につきましては、令和4年に更新されました市の基本構想に基づき、8年後を50%としております。また、地域計画の作成・見直しについても記載しました。評価方法につきましては、集積率で行います。</p> <p>3つめに新規参入の促進について。こちらは平成23年にアグリチャレンジサポート事業が開始してからの累計経営体数が記載されており、年間3経営体、1経営体につき0.3haの取得を目標として設定しています。また、具体的な推進方法として、新規就農フェアへ農業委員、推進委員、事務局が参加することや、担い手が不足している地域については農業外の企業参入の推進を図っていくことを記載しています。評価方法につきましては経営体の数で行います。</p> <p>最後に第3として、地域計画の目標を達成するための農業委員会の役割について定めています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
21番	<p>遊休農地解消事業についてはどのぐらいの利用があるの。</p>
事務局	<p>毎年実績があります。今年度も既に相談を受けています。</p>
21番	<p>大変良い事業だが、活用実績が少ないように感じる。もっと周知していけば遊休農地の解消につながると思われる。広報や農業委員会だよりで周知してはどうか。ただ、今月から農地法3条の下限面積が撤廃されたから、変な輩が補助金目当てにやたらと申請してこられては困るのだが…</p>
事務局	<p>この補助金については担い手しか活用できないようになっておりますので、その心配については問題ありません。担い手しか活用できないため、認定協や担い手協を通じて周知するよう検討します。</p>
会長	<p>そのほかご意見ご質問はございますか。</p>
会長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてについて、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p>

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第4回 下呂市農業委員会を閉会します。

17時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げについては添付資料の配布により行った。本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

【3条】

番号	内容	農振農用地	全部耕作要件	常時従事要件	面的利用の阻害	取得後の経営面積	地域計画への支障	特記事項	農業委員会意見（案）
1	所有権	農振農用地	見込まれる	見込まれる	影響なし	1.22a	影響なし	申請地に隣接する住宅とともに譲渡したい。	許可する。
2	所有権	農振農用地外	見込まれる	見込まれる	影響なし	18.45a	影響なし	譲受人は市外在住であるが週3回以上通作し、申請地に隣接する自己所有地を管理している。	許可する。
3	所有権	一部農振農用地	見込まれる	見込まれる	影響なし	66.14a	影響なし	譲受人は認定就農者であり、これまで中間管理機構を通じて耕作していた土地を含む譲渡。	許可する。

【4条】

番号	目的	農地区分	区分詳細	立地基準	代替地	転用の確実性	隣接農地承諾	開発協議	農業委員会意見（案）
1	喫茶店（駐車場）	第2種		申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地である。	無	認められる	隣接農地無		許可相当と認められる。

【5条】

番号	種類	目的	農地区分	区分詳細	立地基準	代替地	転用の確実性	隣接農地承諾	開発協議	一般基準意見
1	所有権	植林	第2種		申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地である。	無	認められる	承諾有		許可相当と認められる。（追認案件）
2	所有権	一般個人住宅	第2種		申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地である。	無	認められる	承諾有		許可相当と認められる。
3	所有権	一般個人住宅	第2種		申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地である。	無	認められる	自己所有地のみ		許可相当と認められる。